

家畜衛生だより

収入証紙廃止に伴うキャッシュレス決済を開始します！



埼玉県収入証紙は、令和5年12月末で販売を終了し、令和6年3月末で使用がで
きなくなります。

これに伴い、法定検査などの手数料については、令和5年10月2日から
キャッシュレス決済により手数料をお支払いいただくことが可能になりました。
使用可能なキャッシュレス決済ブランドは次のとおりです。

クレジットカード及び デビットカード	Visa、Mastercard
電子マネー	nanaco、WAON、楽天Edy (交通系ICカード) Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、 manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、は やかけん
コード決済	PayPay、auPAY、楽天ペイ、d払い

令和6年1月からは現金でのお支払いは金融機関やコンビニエンスストアでのお手続
が必要になります。

なお、電子申請については引き続きご利用いただけます。

ご不明な点がありましたら、中央家畜保健衛生所までお問い合わせください。

衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう！



- ・ 畜舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしましょう。
- ・ 家畜の出荷・移動により畜房やハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。 ※畜房とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいいます。
- ・ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしましょ

家畜人工授精用精液の管理にご注意ください！

豚の精液の生産及び譲渡において、種付台帳等による必要項目の記載不備、獣医師又は家畜人工授精師の資格を有さないものによる精液の採取・処理、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液の譲渡といった不適切な事案が判明しています。基本的な内容になりますが、牛についても以下の点にご留意いただき、家畜人工授精用精液の適切な管理をお願いします。

種付台帳又は家畜人工授精簿の適正な管理

- ✓ 精液の採取及び種付けに関する事項は種付台帳に記載し、5 年間保存してください。
- ✓ 精液を採取、処理した獣医師又は家畜人工授精師は、遅滞なく家畜人工授精簿に記載し、5 年間保存してください。



精液の適正な採取、処理

- ✓ 家畜人工授精所における精液の採取、処理は、獣医師又は家畜人工授精師が適正に行ってください。



適正な精液証明書の添付

- ✓ 獣医師又は家畜人工授精師は、精液を容器に収めて封をした際に、容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付してください。



精液の適正な譲渡

- ✓ 精液を譲渡する際は、精液の容器ごとに家畜人工授精用精液証明書を添付してください。
- ✓ 誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落がある家畜人工授精用精液証明書は無効となるため、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液証明書には適正な内容を記載してください。



埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL: 048-663-3071

（24 時間、土日祝日も受付）